

三滝通り第1，2地下ポンプ場
再構築基本設計業務委託

特記仕様書

令和7年度
四日市市上下水道局

第1章 共通事項

1. 業務の目的

三滝通り第1ポンプ場、第2ポンプ場は、昭和60年、61年に設置された雨水ポンプ場であり、供用開始後30年以上が経過し、老朽化が進んでいる。また、当該ポンプ場の土木躯体は、鋼矢板で築造されており、部分的には錆、漏水が認められ、幹線道路の中央分離帯に設置されていることから、躯体鋼矢板の劣化による道路陥没が懸念されている。

以上のことから、本業務では、当該ポンプ場の土木躯体の現地調査及び現行の設計基準に基づく照査等を行い、継続的な使用の可否を検討するものである。なお、継続的な使用が困難であった場合は、本業務にて当該ポンプ場の移設先検討を含めた、再構築基本設計を行うこと。ただし、当該施設の継続的な使用が可能であると判断された場合は、再構築基本設計は行わないこととし、設計変更の対象とする。

2. 設計図書優先順位

設計図書等相互に差異のある場合の優先順位は、次の通りとする。

- (1) 説明事項及び、協議指示書、打合せ等により決定した事項
- (2) 設計図書
- (3) 特記仕様書
- (4) 共通仕様書（標準仕様書）

3. 費用の負担

業務の検査、調査などに伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。

4. 法令等の遵守

受託者は、業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

5. 中立性の堅持

受託者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するように努めなければならない。

6. 秘密の保持

受託者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

7. 公益確保の義務

受託者は、業務を行うに当たっては公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することのないように努めなければならない。

8. 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了に当たって発注者の契約約款に定めるものの他、下記の書類を提出しなければならない。

- (1) 着手届 (2) 工程表 (3) 管理技術者届 (4) 業務計画書 (5) 完了届

業務計画書は、工程表、業務担当割、担当者連絡先、品質管理体制、緊急連絡体制、協議が

想定される関係官公庁等も記載をすること。工程表の項目は、基本条件確認、現場調査、設計図作成、計算書作成、工期算定、概算工事費の算出、照査、関係官公庁等協議、成果品概要説明、初回協議、中間協議、最終協議、完了検査、必要な事項、発注者から指示された事項等の予定日又は期間とする。

9. 管理技術者及び技術者

- (1) 受託者は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しい業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。
- (2) 管理技術者は、上下水道部門技術士（下水道）とし、業務の全般にわたり技術的管理を行わなければならない。
- (3) 照査技術者は、上下水道部門技術士（下水道）とし、業務の全般にわたり技術的照査を行わなければならない。
- (4) 受託者は、業務の円滑な進捗を図るため、十分な数の技術者を配置しなければならない。
- (5) 設計業務等着手時及び成果品納入時（成果品案の打合せ時を含む）及び業務の区切りにおける中間協議には、照査技術者が出席し、照査報告するものとする。

10. 工程管理

受託者は常に業務の進捗状況を把握し、協議の際には着手時に作成した工程表と対比させた資料をもって履行報告しなければならない。また、工程に変更が生じた場合には、受託者は、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

11. 成果品の審査

- (1) 受託者は、業務完了時に発注者の成果品審査を受けなければならない。
- (2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。
- (3) 業務完了後において、明らかに受託者の責めに伴う業務の契約不適合が発見された場合、受託者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。
- (4) 本業務の内容について、疑義が生じた場合は、業務完了後であっても受託者の負担において速やかに対応すること。

12. 引渡し

業務の審査に合格後、本仕様書に指定された提出図書一式を納品し、発注者の検査員の検査をもって、業務完了とする。

13. 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、発注者、受託者の協議によるものとする。

第2章 設計一般

1. 一般的事項

- (1) 業務の実施に当って、受託者は監督員と密接な連絡を取り、その連絡事項をその都度記録し、打合せの際、相互に確認しなければならない。
- (2) 設計業務着手時及び設計業務の主要な区切りにおいて、受託者と発注者は打ち合わせを行うものとし、その結果を記録し、相互に確認しなければならない。
- (3) 設計に当たっては、現況を十分に調査し、騒音、振動等近隣の環境に配慮して設計条件を整理したうえで、基本設計業務を実施しなければならない。

2. 資料収集・整理

各種検討に必要となる基礎資料を収集・整理する。

3. 設計上の疑義

設計上疑義の生じた場合は、監督員と協議の上、これらの解決に当らなければならない。

4. 設計の資料

設計の計算根拠、資料等はすべて明確にし、整理して提出しなければならない。

5. 参考資料の貸与

発注者は、業務に必要な下水道事業計画図書、既設設備完成図書等を所定の手続きによって貸与する。なお、貸与された図書、電磁的記録媒体等は本業務以外には使用してはならない。

6. 参考文献の明記

業務に文献、その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名、該当頁等を明記しなければならない。

7. 許可申請

受託者は、工事に必要な許可申請（計画通知等）に関する事務に必要な図書作成を遅滞なく行わなければならない。

8. 業務の基本方針

業務着手時に受託者はその範囲、方針等の基本条件を発注者へ確認しなければならない。また、各工法における立坑、重機位置の計画や仮設（道路使用・占用等を含む）・施工ステップの概略検討を行い、それらを踏まえて各工法のコスト、必要工期、施工の難易度、維持管理性、工事公害等の比較検討を行い、最適な施工方式案を設計しなければならない。なお、設計においては、移設、更新、撤去等に伴う既設設備の能力の見直しや、各工種（例えば、土木では杭や構造等、機械では機器や配管の移設、電気では盤改造等）の設計は今回に含むものとする。

9. 見積徴収の実施

刊行物に価格の記載がない機器、材料、工法等は3社以上の見積を徴収し、その結果を比較したものを提出すること。なお見積の徴収を行う機器、材料、工法等は事前に監督員と協議の上決定するものとする。

10. 関係官公庁等との協議

受託者は、関係官公庁等との協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当り、この内容の協議書を作成し遅滞なく報告しなければならない。また、あらかじめ想定される協議を整理し発注者へ報告するとともに、関係官公庁等との連絡調整も受託者が主体となって行い目的達成に必要な会議等を開くこと。なお、関係官公庁等との協議を行った場合は、その内容が明解にわかる協議資料を作成し、成果品として提出しなければならない。

11. 準拠すべき図書

本業務においては、「三重県業務委託共通仕様書」、「下水道終末処理場ポンプ場実施設計業務委託標準仕様書（案）」を準用する。なお、三重県業務委託共通仕様書に示す主要技術基準及び参考図書のほか以下の図書に準拠して行なうものとする。

- (1) 揚排水ポンプ設備技術基準・同解説（河川ポンプ施設協会）
- (2) 下水道施設設計指針と解説（日本下水道協会）
- (3) 下水道維持管理指針（日本下水道協会）
- (4) 小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説（日本下水道協会）
- (5) 機械設備工事一般仕様書（日本下水道事業団）
- (6) 電気設備工事一般仕様書（日本下水道事業団）
- (7) 国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修 建築設備設計基準
- (8) 建設大臣官房官庁営繕部監修 建築設備計画基準・同要領

第3章 業務範囲

第1節 施設概要

三滝通り第1ポンプ場

- ・ 供用開始 : 昭和 60 年
- ・ 位置 : 元新町 6
- ・ 吐出量 : 57.6m³/分

三滝通り第2ポンプ場

- ・ 供用開始 : 昭和 61 年
- ・ 位置 : 諏訪町 15
- ・ 吐出量 : 57.6m³/分

第2節 業務内容

1. 原設計条件の整理

(1) 調査計画

各ポンプ場の土木躯体の劣化調査方法、照査方法等を検討し、調査計画のフローを作成する。

(2) 現地調査・資料収集、整理

- 1) 受託者は、業務開始時に測量作業や設計条件、施工条件を確認するために十分な現地調査を行うこと。
- 2) 現地調査は資機材の搬入のため、幹線道路までの条件を調査、整理すること。
- 3) 既設の完成図書の情報で設計をした場合は、受託者は責任をもって現場・現実・現状を確認しこれらに合った設計図書を作成すること。
- 4) 各ポンプ場の土木躯体を目視調査等により錆、漏水箇所を確認する。なお、鋼矢板の根入れ長は、最低根入れ長の 3.0m と想定することとし、調査範囲外とする。
- 5) 受託者は、現地調査に加えて、地形、敷地境界 周囲の状況 地盤高、排水状況、水道、ガス、電気等の経路等、地質、地質調査資料と現地との関係、官公庁等届出資料、関連管渠の位置、形状及び管底高、既設構造物、機械設備、電気設備及び他工事の計画との関連、吐出状況、放流状況、標高、都市計画図、ハザードマップ、本市策定の耐水化計画（内水氾濫・外水氾濫・津波等水準基準面は、原則、東京湾平均海面（T. P）とする。）等の内、必要な事項について確認を行うこと。

6) 資料収集、整理

各ポンプ場の計画諸元、竣工図、過去 3 ヶ年のポンプの吐出量実績等の運転管理データ等の設計に必要な資料の収集、整理を行う。また、資料収集した竣工図や現地調査の結果から、土木躯体図を作成する。

(3) 既設構造物の定性評価

上記までの調査結果や資料収集・整理結果から、既設土木躯体（鋼矢板）の定性的な評価を行い、成果として取りまとめるを行う。

2. 施設再構築手法の整理・決定

当該施設と周辺地域の特性、流入状況及び吐出量の実績を踏まえ、再構築手法（既設躯体の補強または躯体の新設、配置計画、仮設計画など）を検討し、施工性や維持管理性、経済効果等の比較を実施し、発注者と協議の上、再構築手法を決定する。

3. 再構築基本設計

本章第2節第2項にて決定した手法について、施工計画、構造確認、仮設検討、容量計算、基本設計図作成、施工方法の検討、概算工期算定、概算工事費の算定、関係機関協議、照査を実施する。なお、各種検討及び設計にあたっては、施設の停止可能時期は原則として乾季に実施することとするが、その詳細については監督員と協議すること。

4. 設計協議・打合せ

- （1）設計業務着手時、及び設計業務の主要な区切りにおいて十分な協議打合せを行うこと。
- （2）疑義等が生じたときは遅滞なく打合せを行うものこと。
- （3）打合せには議事録を取り、内容を明確にして提出しなければならない。
- （4）設計協議を実施する回数は、初回、中間3回以上、最終の計5回以上実施すること。

5. 報告書・成果品の作成

本業務における検討内容についてとりまとめ、報告書及び成果品を以下のとおり作成すること。また、検討内容を説明するための報告書概要版を作成すること。なお、既設完成図書は、紙媒体のみのものがほとんどであるため、本業務にて、本業務内容の図面は全て cad 形式で作図し、設計報告書に綴ってデータとともに提出すること。

【成果品】

- （1）設計報告書 2 部（黒背表紙、金文字製本）

報告書概要版、施工計画、構造確認、仮設検討、容量計算、基本設計図、概算工事費、概算工期、関係機関協議、議事録、照査報告書等

なお、設計内容により不要なものについては協議の上、不要としてもよい。

- （2）電子データ 2 部（CD, DVD 等）

（ファイル形式）報告書等 : Microsoft Word, Excel, PDF

設計図等 : JWcad, DXF, PDF

写真等 : jpg

○仕様書追記事項

【 注意事項 】

個人情報の取り扱いに関する事項

この契約による業務を行うに当たり個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。）を取り扱う場合においては、別に定める「個人情報取扱注意事項」を遵守すること。

暴力団等不当介入に関する事項

1. 契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成 20 年四日市市告示第 28 号）第 3 条又は第 4 条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

2. 暴力団等による不当介入を受けたときの義務

- （1）不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。
- （2）契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。
- （3）(1)(2)の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

障害者差別解消に関する事項

1. 対応要領に沿った対応

- （1）この契約による事務・事業の実施（以下「本業務」という。）の請負（委託）を受けた者（以下「受注者（受託者）」という。）は、本業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「法」という。）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する四日市市職員対応要領（平成 29 年 2 月 28 日策定。以下「対応要領」という。）に準じて、「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」及び「社会的障壁の除去のための合理的な配慮の提供」等、障害者に対する適切な対応を行うものとする。
- （2）（1）に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領に示されている障害種別の特 性について十分に留意するものとする。

2. 対応指針に沿った対応

上記 1 に定めるもののほか、受注者（受託者）は、本業務を履行するに当たり、本業務に係る対応指針（法第 11 条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。